

# SMBC NEWS



2016年8月26日

## 国家税務総局、《輸出税還付（免除）企業分類管理弁法》を改訂 国家税務総局公告 2016 年第 46 号

国家税務総局は2016年7月13日付で、《輸出税還付（免除）企業分類管理弁法》（国家税務総局公告2016年第46号、以下「新弁法」）を公布しました。これは、2015年1月に公布された旧弁法（国家税務総局公告2015年第2号）の改訂版となります。新弁法は2016年9月1日より施行され、同時に旧弁法は廃止となります。

旧弁法の公布以前は、輸出企業の信用状況の良し悪しに関らず、輸出税還付手続きは一律に取り扱われており、このため信用状況が良好な企業も税還付までに多くの時間を要し、税務当局側も審査等に多くの労力を費やさざるを得ない状況でした。2015年の旧弁法公布により、輸出税還付（免除）資格を受けた輸出企業を、納税信用等級や税法遵守等の状況に基づき4種類に区分の上、分類毎に差別化された管理及びサービス措置が実施されました。

新弁法には、一類企業の認定基準緩和や二・三类企業の税還付審査日数の短縮などが盛り込まれており、分類管理の見直しによって関連税務サービスの向上が図られています。また、旧弁法と同様、各地の税務当局より具体的な取扱いが規定されることも見込まれ、詳細確認が必要と考えられます。

### 1. 輸出企業管理分類の査定基準

輸出企業を一～四類企業に分類する点は新旧弁法で変わらないものの、そのうち一類企業については、生産企業・対外貿易企業・対外貿易総合サービス企業に区分した上でそれぞれ査定基準を設定し、分類基準の指針を更に明確にしました。また、基準の一部緩和により、一類企業の比率が増加することが見込まれます。

輸出企業管理分類の査定は年1回、企業の納税信用等級の確定後1ヶ月以内に行われ、管理分類査定の翌月から分類管理措置が適用されます。

表1 新旧弁法における輸出企業管理分類の査定基準比較

輸出企業 管理分類	輸出企業管理分類の査定基準	
	旧弁法	新弁法
一類企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年末の純資産 &gt; 当該年の輸出税還付（免除）総額</li> <li>▶ 納税信用等級：B級以上</li> <li>▶ 国税機関が実施する輸出税還付（免除）管理に対し自発的に協力し、規定に基づき輸出税還付の証憑及び備案書類を収集・</li> </ul>	<p><b>同時に以下の条件に合致</b></p> <p>【共通基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直近3年、増値税専用発票或いはその他の増値税控除証憑の虚偽発行・輸出税還付の詐取行為が発生していない</li> <li>② 納税信用等級：A級或いはB級</li> <li>③ 企業内部に輸出税還付（免除）のリスクコントロール体制が構築されている</li> </ul> <p>【個別基準】</p>

# SMBC NEWS



	<p>綴り・保存することができる</p> <p>➢企業内部に輸出税還付（免除）のリスクコントロール体制が構築されている</p> <p>➢輸出税還付（免除）関連規定に違反していない</p> <p>➢省国家税務局が規定するその他のリスクコントロール可能条件</p>	<p><b>生産企業</b></p> <p>① 生産能力が前年度申告の税輸出還付（免除）の規模と一致</p> <p>② 前年度末の純資産＞前年度の輸出税還付額（免除・控除税額を含まず）</p> <p><b>対外貿易企業</b></p> <p>① 前年度末の純資産＞前年度の輸出税還付額の60%</p> <p>② 5年以上経営を継続（合併・分割・再編等の原因により企業を新設した場合を除く）</p> <p>③ 税関企業信用管理分類：高級認証企業或いは一般認証企業</p> <p>④ 外貨管理の分類管理等級：A級</p> <p><b>対外貿易総合サービス企業</b></p> <p>① 前年度末の純資産＞前年度輸出税還付額の30%</p> <p>② 前年度申告の対外貿易総合サービス業務の輸出税還付額＞輸出税還付総額の80%</p> <p>③ 税関企業信用管理分類：高級認証企業或いは一般認証企業</p> <p>④ 外貨管理の分類管理等級：A級</p>
二類企業	一類・三類・四類以外の輸出企業	
三類企業	<p><b>下記のいずれかに合致</b> ※新弁法で追加された基準</p> <p>➢輸出税還付（免除）の初回申告日から査定までが12ヶ月未満</p> <p>➢納税信用等級：C級、或いは納税信用等級なし</p> <p>➢前年度に累計6ヶ月以上輸出税還付（免除）の申告を行っていない（対外援助・対外請負・対外投資業務に従事する場合、及び季節性商品を輸出した或いは生産周期が比較的長い大型設備を輸出する輸出企業を除く（※））</p> <p>➢税務機関の行政処罰基準或いは司法機関の処分基準には達していないものの、前年度に輸出税還付（免除）関連規定に違反</p> <p>➢省国家税務局が規定するその他の信用喪失或いはリスク状況が存在</p>	
四類企業	<p><b>下記のいずれかに合致</b> ※新弁法で追加された基準</p> <p>➢納税信用等級：D級</p> <p>➢前年度に国税機関への輸出税還付（免除）に関する帳簿・オリジナル証憑・申告資料・備案書類等の提供を拒否</p> <p>➢前年度に輸出税還付（免除）関連規定に違反し、税務機関の行政処罰或いは司法機関の処理を受けた</p> <p>➢輸出税還付の詐取等により輸出税還付権を停止されている、或いは輸出税還付権停止後2年未満</p> <p>➢四類輸出企業の法定代表人が新たに設立した輸出企業（※）</p> <p>➢国家連合懲戒対象に組み入れられた信用喪失企業（※）</p> <p>➢税関企業信用管理分類：信用喪失企業</p> <p>➢外貨管理の分類管理等級：C級</p> <p>➢省国家税務局が規定するその他の信用喪失或いはリスク状況が存在</p>	

## 2. 輸出税還付（免除）申告の審査条件及び審査日数

新弁法では、各管理分類における輸出税還付（免除）申告の審査条件が明確化されました。審査条件を充足する場合、申請受理日から各審査日数内で輸出税還付（免除）手続きを完了させる必要があります。なお、一類企業は査定基準の緩和によって一類企業が増加する見込みであり、その審査日数は従来の2営業日以内から5営業日以内に変更されています。

# SMBC NEWS



表2 企業の税還付（免除）申告の審査条件及び審査日数

輸出企業 管理分類	新弁法における審査条件	審査日数	
		旧弁法	新弁法
一類企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申告された電子データの税関輸出貨物申告書の通関完了情報・増値税専用発票情報との照合に誤りがない</li> <li>▶ 輸出税還付（免除）額の計算が正確</li> <li>▶ 税務総局及び省国家税務局が定めるリスク事前アラート情報に抵触しない</li> <li>▶ 対外貿易企業の場合、輸出貨物は納税信用等级がA級またはB級のサプライヤーから購入</li> <li>▶ 対外貿易総合サービス企業の場合、サービス提供を受ける中小生産企業の納税信用等级がA級またはB級</li> </ul>	2営業日	5営業日
二類企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 輸出税還付（免除）関連規定に合致</li> <li>▶ 申告された電子データの税関輸出貨物申告書の通関完了情報・増値税専用発票情報との照合に誤りがない</li> </ul>	20営業日	10営業日
三類企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 審査上疑わしい点がない、或いは疑わしい点があったとしても既に解決済である</li> </ul>		15営業日
四類企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申告された紙ベースの証憑・資料と電子データは相互に整合且つロジックが合致しなければならない</li> <li>▶ 申告された電子データと税関輸出貨物申告書の通関完了情報・増値税専用発票との照合に誤りがあるとはならない</li> <li>▶ 当該企業が輸出税還付（免除）を申告した外部購入の輸出貨物または自社生産と見做される製品に対して、国税機関は各サプライヤーの発票について、全て一定の比率で抽出して書簡発送により調査実施</li> <li>▶ 生産企業の場合、その輸出税還付（免除）を申告した自社生産の製品に対して、国税機関はその生産能力・納税状況に対して評価実施</li> </ul>	20営業日	20営業日

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝阳区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)-3819-1888・FAX：86-(20)-3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼A室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599